

平成30年度事業計画

1 基本方針

これまで、中期経営計画に基づき介護保険サービス等の提供や社会貢献の取組を推進し、現計画に掲げる内容は概ね進捗していますが、この間、人材確保が極めて困難な状況やヘルパーの大幅な減少の継続、平成27年度の介護報酬マイナス改定の影響等により、一部サービスにおける提供量の減少、これに伴う収支状況の悪化や、新規事業の実施時期を見直しせざるを得ない状況など、法人運営を取り巻く環境は、より厳しさを増しています。

平成30年度は、介護報酬の改定が行われるとともに、第7期京都市民長寿すこやかプランがスタートし、地域包括ケアの推進による中重度の要介護者や認知症の人への対応の強化、地域での支援ネットワークや医療と介護の連携の強化が求められています。

また、法人の内部統制について、改正社会福祉法においてその強化が求められるだけでなく、今後の京都市の外郭団体からの自律も見据えて、組織・体制の強化やこれまで独自に取り組んできた不祥事防止策の取組の進化等、更なる取組の継続が不可欠となります。

このため、平成30年度は以下を重点目標として運営を進めます。

<重点目標>

- (1) 地域包括ケアを推進する等の観点から、現中期経営計画（～平成30年度）の最終年度として、計画の達成に向けて確実な進捗を図るとともに、第7期京都市民長寿すこやかプラン等の内容を踏まえながら次期計画（平成31年度～）を策定し、現計画からの円滑な移行を進めます。また、社会福祉法人としての責務を果たすため、公益的な取組等の充実を図ります。
- (2) 必要な人材確保、離職防止に向けて、仕事及び職場の魅力の向上・発信、子育て世代への支援の充実、処遇改善、求人活動等に積極的に取り組みます。
- (3) 法人の内部統制及びリスクマネジメントの強化、コンプライアンスの推進等を継続します。特に、虐待、不適切な支援の防止等、サービスの質に直結する課題について重点的に取り組みます。
- (4) 介護保険制度の改正、介護報酬の改定等を踏まえ、求められるサービスの質、内容を確保し、加算の取得に努めるとともに、限られた人員を適切に配置し、効果的、効率的な事業運営を行うことにより収支を改善します。
- (5) 外郭団体からの自律化を見据えて、今後の組織の在り方を検討するとともに、3部門の協働、部分的統合（共通化）を積極的に推進します。

2 法人本部

(1) 理事会、評議員会の運営

定款、理事会規則及び評議員会規則に基づき、理事会及び評議員会を開催します。また、議事録を作成し、本部事務所及び各事業所に備え置きます。

	予定議案等	開催予定時期
通常理事会	計算書類及び事業報告等（平成29年度、平成30年度上半期）、評議員会の招集、理事長の職務執行状況報告、平成31年度当初予算の編成、中期経営計画の策定他	平成30年6月、同11月、平成31年3月
臨時理事会	補正予算の編成他	時期未定
定時評議員会	計算書類及び事業報告等	平成30年6月
臨時評議員会	計算書類及び事業報告等、平成31年度当初予算の編成、中期経営計画の策定他	平成30年12月、平成31年3月

(2) 会計監査人による監査への対応

会計監査人（監査法人）が実施する監査に対応するとともに、要改善事項がある場合は、速やかに対応します。また、会計監査人と法人役員との意見交換等により積極的に意思疎通を図ります。

(3) 監事監査への対応

監事との情報交換、連携を日常的に確保するとともに、監事監査規程に基づき実施される監事監査に対応し、要改善事項がある場合は、速やかに対応します。

	監査対象事項	実施予定時期
第1回	平成29年度事業運営及び財務運営	平成30年5月
第2回	平成30年度上半期事業運営及び財務運営	平成30年11月

(4) 中期経営計画の推進

現中期経営計画（平成26年度～30年度）の確実な進捗を図るとともに、進捗状況等を評価したうえで、次期（平成31年度～）の中期経営計画を策定します（平成31年3月予定）。

(5) 内部統制の推進

新たに策定するリスクマネジメントガイドライン(仮称)に基づき、引き続き、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの推進、虐待や不適切な支援の防止等に取り組みます。

また、新たに内部通報制度を創設し、運用を開始するとともに、苦情及び事故に関する情報（平成29年度分）について公表を開始します。

更に、これら取組状況については、役員会や管理職による会議等において定期的に点検、報告し、取組の確実な進捗を図ります。

(6) 内部監査の実施

経理規則及び内部監査規程に基づき、内部監査チームによる内部監査を継続、実施します。また、監査

の結果、要改善事項がある場合は速やかな是正、改善を求め、改善状況を確認します。

なお、監査の実施状況については監事に報告し、課題等の共有に努めます。

平成30年度実施箇所数	10箇所
-------------	------

(7) 京都市の外郭団体からの自律化に向けた取組

京都市からの派遣職員の引上げに応じて、法人固有職員を配置し対応します。また、今後の自律化に向けた組織の在り方について検討します。

	平成29年度	平成30年度(予定)	平成31年度(予定)
市派遣職員数	2	1	0

3 居宅部門

平成30年度は、中期経営計画に基づく事業運営を着実に推進するとともに、地域包括ケアの推進に向け、中重度の要介護者や認知症高齢者等のニーズに対応できるよう、24時間365日のサービス提供体制の整備を着実に推進するとともに、サービス提供の担い手であるヘルパー人材の安定的確保と定着に取り組めます。

また、介護保険制度改正、報酬改定の趣旨を踏まえ、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護の実現に向け、各種サービス提供においてご利用者の自立生活を支援するための視点の強化、医療職や各種サービス提供事業所との連携強化等に積極的に取り組めます。

(1) 取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

(ア) 地域包括ケアの推進

中重度の要介護者や認知症高齢者等のニーズに的確に対応するためには、ご利用者の住み慣れた地域におけるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上は欠かせないことから、引き続き法人内各事業間及び地域の各関係事業所との連携を深めることで、包括的な支援体制を強化し、ご利用者の自立生活の実現に努めます。

(イ) 24時間365日のサービス提供体制の整備

ご利用者の早朝・夜間帯のニーズに的確に対応するため、平成30年度は人材確保にかかる取組を一層強化するとともに、夜間対応型訪問介護事業について事業運営体制を再編し、訪問介護事業との一体的な事業運営体制を構築することで事業運営の効率化を図ります。

また、平成29年度に創設した在宅介護員（正職員ヘルパー）について、新たに短時間の雇用形態を創設することで、事務所出勤型のヘルパー体制を充実し、サービス提供責任者である在宅相談員との連携のもと、土日、早朝・夜間帯のサービス提供体制の強化と夜間対応型訪問介護事業との一体的な運営体制を推進し、24時間365日のご利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の確立を目指します。

(ウ) 介護と看護一体的サービス提供体制の確立

今後増加が見込まれる在宅ご利用者の医療ニーズや終末期ケアへの対応を充実させるため、モバイル端末を活用した連携体制の拡充等により、訪問看護事業と訪問介護事務所、各関係機関との連携を一層強化していきます。

また、在宅における喀痰吸引等のニーズがあるご利用者に的確に対応するため、「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（3号研修）」及び、医療看護サポート担当による研修受講後のフォロー体制を継続するとともに、医療・介護連携の要であるケアマネジャーの医療・看護の視点の強化に向けた研修等の充実に取り組めます。

(エ) 事業エリア制の構築に向けた取組

地域包括ケアの推進を図るとともに、協会のスケールメリットを活かすため、市内5か所（東西南北と中央）のエリア体制を整備する予定としていますが、平成30年度は現行の3エリア体制（北・西・南）を継続し、エリア内及びエリア間の相互支援体制を強化します。

4エリア体制への移行については、平成30年度に実施するナイトケアセンター運営体制の再編、訪問介護事務所の地域展開の再検討及び人材確保の状況等を踏まえ、移行時期や事務所構成等について改めて検証し、次期中期経営計画に位置付けます。

(オ) 総合事業について

平成29年度から開始された総合事業における協会ご利用者の移行状況は、介護型約85%、

生活支援型約15%、支え合い型若干名となっています。同事業に対しても、これまでと同様適切に対応するとともに、支え合い型の担い手である生活支援サポーターの養成については、新規ご利用者の状況を見極めながら、養成者数等を設定します。

(カ) サービスの質の向上について

平成30年度の制度改正の趣旨である、地域包括ケアシステムの推進、自立支援及び重度化防止に資する質の高い介護の実現に向け、引き続き、外部の専門家講師による研修を充実します。

また、居宅介護支援事業について、一部の事業所が基幹的な事業所として特定事業所加算Ⅰの取得を目指すことや、主任ケアマネジャーの業務や役割を強化することで、在宅ご利用者の重度化に対応できる、より質の高いケアマネジメントの推進に向けた取組を進めます。

障害者総合支援制度においては、障害者相談支援専門員について、平成29年度に全訪問介護事務所への選任、配置を完了しましたが、平成30年度は業務内容や業務量を踏まえた職員の配置基準の明確化に取り組むとともに、研修体制、スーパーバイズ体制の構築も行っていきます。

イ 人材確保と定着に向けた取組

人材確保と定着に向けた取組については、平成29年度にヘルパー労働条件の改善と在宅介護員（職員ヘルパー）の創設等を行い、数年をかけてサービス提供体制の再編を目指しています。平成30年度はこれまでの取組に加えて、下半期を目途に、在宅介護員について新たに短時間の雇用形態を創設し、主に現行ケアリーダー（サービス提供責任者）を対象として雇用の転換を進めることで、新たなサービス提供体制の核となる担い手として確保するとともに、土日、早朝・夜間帯の労働力確保に向けた一部時間買上制度をベースとした新たな制度を平成31年度当初に導入できるよう準備を進めます。

また、ヘルパー人材の確保、定着については、主な退職理由のうち、自身の体調不良、身内の介護看護、他事業所への転職が多数を占めることから、ヘルパーの健康管理や安全衛生対策を充実させるとともに、安心な働きやすい職場環境を整備するための子育て・介護支援策の検討、所属意識を高めヘルパー相互のつながりや職員との交流を深めるための機会づくり（ヘルパーカフェ・サロン等）、職員制度に準じた福利厚生制度の充実等を実施します。更に、他事業所との雇用条件や職場環境等の差異を調査し、退職理由等の詳細な分析、現職ヘルパーからの聞き取り等をもとにした検証を改めて行い、具体的な対策に反映させます。

ウ 経営安定にかかる取組

(ア) 平成30年度報酬改定等による影響

訪問介護事業においては、生活援助にかかる報酬の減少幅が想定よりも少なく（△1.0%）、また身体介護の評価は改善（+1.5%）したことから、総合的には0.7%程度改善する見込みとなります。しかしながら、ヘルパー人材の減少傾向が継続していることから、平成30年度においても事業実績の減少は一定継続するものと想定しています。

また、訪問介護事業において身体介護として行われる「自立支援のための見守りの援助」について通知改正により解釈が明確化されることを受け、これまで取り組んできたご利用者の自立支援に向けた取組を一層推進し、身体介護としての業務評価の適正化に取り組みます。

居宅介護支援事業においては、基本報酬の改善（+1.0%）に加え、医療・介護の連携や末期悪性腫瘍利用者のケアマネジメントにかかる評価等について、加算が改善又は新設されたことから、これらの加算の積極的な取得を進めます。

(イ) 経営安定に向けて

経営の安定に向けては、平成29年度から数年をかけて構築する新たなヘルパー体制の整備を進め、併せてナイトケアセンターの体制再編と訪問介護事務所との一体的事業運営により、新たなサービス提供体制を構築することで、24時間365日のサービス提供体制を実現し、中重度ご利用者への積極的対応と収益の改善に努めます。

ナイトケアセンターについては、ヘルパー人材不足の影響により、常勤職員による定期訪問体制が常態化し、収益の改善が見込めない状況が継続しており、現行のオペレーター、面接相談員及びヘルパーステーションの各機能を単独事業所で確保する事業形態の継続は困難であると判断しています。このため、平成30年度下半期を目途にオペレーター及び面接相談員機能を1事業所に統合し、現行の各ナイトケアセンターをヘルパーステーションとして運営するとともに、早朝・夜間帯の定期訪問を訪問介護事業所が担い、ナイトケアセンターは深夜帯の定期訪問と随時対応に特化していくことで、収益の改善を図ります。

なお、現中期計画に位置付けているナイトケアセンターの追加設置については、平成30年度の体制再編の状況を見極めたうえで、ヘルパーステーションを拡張する形態に改めます。

また、訪問介護事務所の事業展開について、これまで市内全域のご利用者ニーズに対応することを目的として各行政区に1事業所の体制としていますが、特に小規模事務所について、ヘルパー人材の減少に伴う収益の悪化が顕著であることを踏まえ、事業エリア内、エリア間の相互支援を強化するとともに、限られた人材による効率的な事業運営を目指し、適正な人員体制や事業規模、地域展開の在り方等について検証を進めます。

平成30年度は、平成24年1月から中京区を分割して担当している朱雀事務所及び本能事務所について、7月に本能事務所の訪問介護事業を朱雀事務所に統合し、中京区は朱雀事業所（訪問介護事業・居宅介護支援事業）と本能ケアプランセンター（仮称）（居宅介護支援事業）の事業実施体制とすることで、人材の効率的、効果的な運用により、ご利用者のサービス利用にかかる利便性を高めます。

エ コンプライアンスの推進

これまで『信頼回復と法人再生のために』に基づいて実施してきた不祥事再発防止策やコンプライアンス推進にかかる各種の取組について、新たに策定する『リスクマネジメントガイドライン』に基づき平成30年度も継続して各種取組を実施します。特に虐待、不適切な支援の防止等については、サービスの質に係る重点課題として、研修の充実等に取り組みます。

オ 地域における公益的な取組等

社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組について、これまで実施している認知症カフェ、ラジオ体操、認知症等による行方不明時の捜索協力等を継続して実施するとともに、他のヘルプ事務所でも同様の取組が実施できるよう検討を進めます。

また、平成29年8月から開始している左京区山間地へのヘルパー派遣事業については、現在7名のご利用者に対し週1回の派遣を行っていますが、平成30年度は更なるサービス内容の充実に向け取組を進めます。

その他、新たな公益的な取組について、施設部門や児童館部門と連携し、実施に向けた検討を進めます。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 訪問介護事業

○ ヘルパー数

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	1,404	1,555	1,700	1,592
うち契約ヘルパー	294	434	440	449

○ ヘルパー採用者数

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
採用者数	64	47	84	52
協会内養成研修修了者	24	14	24	28
外部有資格者	40	33	60	24
(参考) 協会内養成研修修了者数	80	46	120	89

○ 在宅介護員（職員ヘルパー数）

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
在宅介護員（フルタイム）	20	14	30	
在宅介護員（短時間）	110	—	—	—

○ 派遣件数

	30年度計画	29年度		29年3月実績		
		1月実績	計画			
利用者数	6,170	6,104	6,725	6,428		
内 訳	介護保険 要介護1～5	3,650	3,584	3,820	3,642	
	介護保険 要支援1・2	—	242	—	1,736	
	総合 事業	介護型	1,300	1,103	1,141	—
		生活支援型	210	173	542	—
		支え合い型	10	1	122	—
障害者総合支援	1,050	1,001	1,100	1,050		

○ 夜間対応型訪問介護（ナイトケアセンター小川・山科・南）

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
実利用件数	460	408	490	376
定期巡回（訪問回数）	2,000	1,791	2,200	1,656
随時訪問（訪問回数）	330	292	330	243

○ ほのぼのサービス（介護保険制度適用外＝独自サービス）

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	350	291	380	341

○ 育児支援ヘルプ事業

(1) 利用者数

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
利用者数	310	263	295	280
育児支援ヘルパー派遣事業	220	182	220	202
第三子以降産前産後ヘルパー派遣事業	90	81	75	78

(2) 育児支援ヘルパー数

	30年度計画	29年度		28年度実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	40	39	40	31

イ 居宅介護支援事業

○ 給付管理（ケアプラン作成）件数

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	3,600	3,447	3,500	3,324

○ 介護予防給付管理（予防ケアプラン作成）件数

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	120	111	120	96

○ 事務受託法人（「新規要介護認定調査」）事業

	30年度計画	29年度		28年度実績 (月平均)
		1月実績	計画	
利用者数	300	306	320	362

ウ 訪問看護事業

○ 訪問看護事業

	30年度計画	29年度		29年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	30	24	36	22

エ 介護員養成研修等事業

介護職員初任者研修の受講生は、平成24年度以降減少傾向の一途をたどっており、平成29年度の修了者は平成23年度の299名から77%の減少となる68名まで落ち込んでいます。平成30年度は、引き続き従業員への受講生の紹介依頼や市民しんぶんやホームページによる広報を継続するとともに、まずは多くの市民の方が介護を身近に感じ、介護の仕事に関心を持っていただけるよう、無料の介護教室等を定期的に開催します。

総合事業の支え合い型ヘルプ事業の従事者養成については、ご利用者の増加状況を見極めたうえで、実施回数を設定します。また、生活援助の担い手を養成するため、新たに創設される「生活援助従事者研修（仮称）」を実施し、介護人材の裾野を広げることで、将来的に安定した人材の確保に努めます。

さらに、中期経営計画に基づき、地域における福祉力向上のための取組の観点や将来の介護人材の育成の観点から、高校生を主な対象とした介護初級講座や認知症サポーター講座を法人内各部門と連携しながら取り組みます。

○ 介護職員初任者研修

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	80	46	120	89

※年4回開講（1クール60名定員）

○ 介護福祉士実務者研修

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	60	46	70	71

※年2回開講（1クール60名定員）

○ 喀痰吸引等研修事業（第3号研修）

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	260	215	240	259

※年4回開講（1クール60名定員）

○ 京都市支え合い型ホームヘルプサービス従事者養成研修

	30年度計画	29年度		28年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	未定	40	80	—

4 施設部門

施設部門においては、京都市の指定管理者として管理運営している4施設（小川、本能、修徳、西院）及び協会独自に設置している4施設（紫野、西七条、塔南の園、久我の杜）の8施設を拠点として、各施設が保有する機能と特徴を生かし、多様なサービスを展開するとともに、自立支援、重度化防止に取組みご利用者やご家族、地域から信頼される施設運営を推進します。

平成30年度は、介護報酬の改定があり、全体としては改定率プラス0.54%の報酬引き上げとなりますが、一部の事業においては、基本報酬が引き下げられることから、有効な加算の取得や効率的なサービス提供体制の整備を推進するなど、経営の安定化に努めます。

(1) 取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

(ア) 地域包括ケア推進のための取組

地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として位置づけられ、京都市から運営を委託されている6カ所の地域包括支援センター（紫野、小川、本能、修徳、西院、久我の杜）では、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の介護、福祉、健康、医療など様々な面から包括的に支援します。

また、地域介護予防推進センター（小川）では、地域の高齢者が、介護を必要とせずいつまでも元気に暮らせるよう、上京区域における介護予防の拠点として、京都市から委託を受け運営しており、地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防プログラムを提供するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防に関する活動を支援します。

(イ) 地域密着型サービスの充実にに向けた施設整備

地域密着型サービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業所の4施設（小川、みささぎ、山ノ内、桂坂）について、稼働率に変動が大きく、安定した収益の確保が困難な状況が続いているため、引き続き、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院や地域などにPR等を行い、安定した事業運営を目指します。

また、地域密着型サービスの充実にに向けた施設整備について、地域密着型サービスセンター桂坂に続くものとしては、近年の介護人材の確保が困難な状況や土地・建設費の高騰等社会的情勢も踏まえながら、次期計画期間も含め、整備時期等を慎重に検討します。

(ウ) 職員の人材確保・定着及び育成

人材確保においては、介護系の学部閉鎖や福祉系を目指す学生の減少に伴い、新卒者の確保に苦慮している状況にあり、若手職員による魅力発信チーム（仮称）を設置し、一般学部の学生も含めた新卒者確保はもとより、在籍職員の離職防止も含めた取組を行います。

また、リフレッシュ休暇の公休化による年間公休数増、新規採用者に対する年次有給休暇付与日数の増など処遇面での改善や、有給休暇の連続取得の奨励、ICTや介護ロボットの導入なども含めた業務改善により効率的な業務の推進を図るとともに、引き続き、介護職員処遇改善加算の取得による介護職員の処遇改善を図るなど、安定した雇用及び定着に繋げていきます。

また、人材確保、特に新卒者の確保にかなりのアドバンテージがある「きょうと福祉人材育成認証制度」上位認証について、取得に向け検討します。

(エ) 既存施設の老朽化等にもなう整備

既存施設の老朽化等による修繕等整備については、それぞれ専門業者のアドバイスを受けながら整備計画を策定し、優先度の高い順から資金面等も考慮して計画的に進めます。

(オ) 土地購入の取組

協会独自に設置している施設（紫野，西七条，塔南の園，久我の杜）の京都市所有の土地のうち、紫野と塔南の園の土地は購入（平成27年度）しましたが、引き続き、西七条の土地購入について、今後の事業展開や収支状況等も鑑みながら関係機関との協議を継続します。

(カ) 介護予防・日常生活支援総合事業の取組

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、デイサービスセンターにおいては、一部の施設で短時間型デイサービスのサービス提供について検討を行うとともに、地域包括支援センターや地域介護予防推進センターも含め、高齢者の介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

また、生活支援の担い手の多様化に取組み、居宅部門とも連携し、高齢者支え合い担い手養成も含めた、地域における支え合い体制づくりを進めます。

イ コンプライアンスの推進

(ア) 風通しの良い職場づくり

正職員はもちろん契約職員に対しても、引き続き、年1回以上直属の上司や管理職等によるヒアリングを実施し、業務状況や心身の状況の把握、意見が言い易く相談できる関係の構築に努めるなど、風通しの良い職場づくりや環境づくりを進めます。

(イ) 人員配置の適正化

人材確保が困難な状況のなか、業務の効率化を図るとともに、より効率的に安定したサービスの提供が行えるよう、人員配置について、独自のユニット単位の配置（ユニット型を除く。）をフロア単位にするなど、職員の効率的な配置を検討します。

また、今後とも定期異動については、ルールに則り取り組むとともに、不祥事が起こりにくい環境を整備します。

(ウ) 倫理観の醸成

職員行動指針を常に意識し、特に高齢者虐待や不適切な支援を防止するため、当法人所属の弁護士より各施設同じ内容の研修を実施することとし、欠席者には録画による受講を行うなど、所属職員全員が受講できる研修を実施します。

また、職員の言葉遣いや身だしなみについて、チェックシートを作成し、職員が自分自身でチェックするなど、適切な業務執行に役立てます。

ウ 地域における公益的な取組等

現在、紫野（北区）と久我の杜（伏見区）において実施している一人暮らしの高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう低廉な住まいの確保と職員の見守りや生活支援サービス等を提供する「京都市高齢者すまい・生活支援事業」に継続して取り組みます。

介護職場で働くことを希望する障がい者の就労支援についても、各施設において介護職員初任者研修の実習受入れも含め積極的に取り組みます。

平成29年度から参加している、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指す全国的な取組である「RUN伴」に引き続き参加します。また、以前から各施設で取り組んでいる認知症カフェやコミュニティ・カフェ、ふれあい食堂、高校生対象の介護初級講座や地域向けのセミナー等も継続するとともに、今後とも各地域の特性に応じた福祉ニーズを模索し、公益的な取組等として、他部門とも連携を図りながら地域貢献に結びつくよう積極的に取り組みます。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

ご利用者の尊厳を守り、共通のアセスメントシートを活用して作成された施設サービス計画書に基づき、ご利用者の特性に合わせた個別ケアを推進して、自立支援に努めます。

介護の基本である入浴・食事・排泄等について、常に研修などにより質の向上に努め、ご利用者一人ひとりの心身の状態に応じた安心・安全で快適な支援を目指します。

ご利用者の重度化への対応として、多職種協働による介護サービスを提供します。口腔ケアにおいては、引き続き歯科医師や歯科衛生士と連携を図り、ご利用者の疾病予防や生活の質の向上に努めます。また、嘱託医師や協力病院と連携を図りながら、更なる施設での看取りを進めていきます。

(措置入所者含む)

		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園
利用定員（人）		60	70	90	80	50	70
30年度計画利用率(%)		96.0	95.0	95.4	97.0	96.0	94.0
29年度	1月末実績利用率(%)	95.8	94.2	93.1	92.5	95.8	90.4
	計画利用率(%)	95.0	95.0	93.6	95.0	94.0	93.0
28年度実績利用率(%)		94.4	92.3	93.4	97.3	94.9	90.1

イ ショートステイ（短期入所生活介護事業）

ご利用者のご家庭での状況等を理解し、在宅での生活を支援することができるようアセスメントの充実を図り、それに応じたサービスを提供します。

また、居宅介護支援事業所とも連携を図り、リピーターの継続利用や新規のご利用者を増やすとともに、特養入居者の入院等による空床の活用も積極的に行い、また、利用しやすいショートステイのあり方を追求、具現化していくことで在宅生活を支援します。

(空床利用含む)

		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園
利用定員（人）		空床利用型	30	10	20	10	16
30年度計画利用率(%)			98.0	135.0	116.0	118.0	119.4
29年度	1月末実績利用率(%)		93.6	159.8	121.9	115.6	115.7
	計画利用率(%)		101.0	142.5	120.0	120.0	119.4
28年度実績利用率(%)			101.9	156.1	116.0	120.7	125.1

ウ 老人デイサービスセンター（通所介護事業）

（ア）老人デイサービスセンター

可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復に努め、日常生活上の支援及び機能訓練等の継続した個別ケアを行ってまいります。

平成30年度の介護報酬改定による報酬単価の減額、事業所の増加による稼働率の低下などで減収が見込まれる中、個別機能訓練加算などの加算取得に向けたリハビリの充実を図るとともに、事業規模の適正化、ご利用者やご家族のニーズに添ったサービス提供時間の複数化や社会福祉法人の責務としての重度者への対応なども含め、安心・安全なサービスの提供に努めます。

		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜
利用定員（人）		40	30	35	30	30	35	35	30
30年度計画利用率（%）		84.2	87.0	85.1	87.3	84.0	80.0	89.0	75.0
29年度	1月末実績利用率（%）	84.7	80.4	84.2	81.9	83.7	73.2	82.4	73.3
	計画利用率（%）	82.0	90.0	84.6	87.7	84.0	85.0	89.0	82.0
28年度実績利用率（%）		79.9	85.5	85.1	87.4	86.6	78.1	86.5	79.8

（イ）配食サービス事業

きめ細かな情報共有と、ご利用者の状態に応じた食事形態を提供できるよう努めます。

配食サービスは、独居や高齢者の生活を支える重要なサービスであり、食の安心・安全はもとより、安否確認により、暮らしの安心・安全にも繋がるよう、京都市及び京都市社会福祉協議会との連携のもと、さらにサービスの充実を図ります。

		紫野	小川	修徳	西七条	塔南の園	久我の杜	山ノ内
営業日		昼：なし 夕：月～日	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～金 夕：月～日	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～日 夕：月～日
30年度計画配食数（食）		2,200	5,100	6,570	6,500	11,000	3,840	17,000
29年度	1月末実績配食数（食）	150	4,268	6,187	5,952	9,211	2,858	15,788
	計画配食数（食）	—	4,700	6,570	6,000	12,000	3,300	16,800
28年度実績配食数（食）		—	7,965	7,932	6,407	10,997	4,040	16,321

エ 地域密着型サービス事業

（ア）小規模多機能型居宅介護事業

ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況や希望、生活環境等を踏まえ、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、きめ細かな介護サービスの提供に努めます。

また、居宅介護支援事業所などにサービスのPRを適宜行い、安定したご利用者の確保に努めます。

		小川	みささぎ	山ノ内	桂坂
利用定員（人）		24	25	25	25
30年度計画利用率(%)		88.0	84.0	84.0	69.2
29年度	1月末実績利用率(%)	84.4	77.3	84.6	51.2
	計画利用率(%)	87.5	84.0	84.0	68.0
28年度実績利用率(%)		83.7	66.4	76.5	

(イ) 認知症対応型通所介護事業

認知症デイでは個別ケアの充実を更に進め、一人ひとりの認知症状や身体の状態に合わせた支援ができるようアセスメントシートを見直します。また、ご家族や地域の方が参加する年2回開催の運営推進会議の内容を踏まえ、リハビリを兼ねた近隣への外出や地域行事への積極的な参加、家事担当による役割意識や達成感の醸成等を図り、自立した在宅生活が継続できるよう日常生活の質の向上に向けて取り組みます。

		紫野
利用定員（人）		12
30年度計画利用率(%)		62.8
29年度	1月末実績利用率(%)	63.4
	計画利用率(%)	60.0
28年度実績利用率(%)		57.1

(ウ) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

地域の中で安心して暮らしていくことができるように、ご利用者の個性を尊重し、家庭的な環境のもとでご利用者の能力に応じた自立した生活が送れるよう支援していきます。また、ご利用者も地域の一員として地域の様々な活動にも参加できるよう支援します。

施設の1階にある地域交流スペースを活用して、施設と地域住民との顔の見える関係づくりを創出し、地域との連携を図ります。

		桂坂
利用定員（人）		9
30年度計画利用率(%)		90.0
29年度	1月末実績利用率(%)	94.6
	計画利用率(%)	97.0
28年度実績利用率(%)		80.2

オ ケアハウス（軽費老人ホーム）

ご利用者が健康で自立した生活が営めるよう、日常生活での精神的、身体的な不安や悩みに対して、一人ひとりのニーズに沿った支援を行うとともに、自己能力の活用と社会参加にも配慮するなど、快適な日常生活を確保できるよう努めます。

新アセスメントシートを活用し、個別支援の見える化を図るとともに、情報の共有や支援方法の統一に努めます。

第一種社会福祉事業であるケアハウスを運営する社会福祉法人として、精神疾患や虐待ケース、退院等で次の住居がない方など、社会的ニーズのある高齢者について、引き続き積極的に受け入れます。

	久我の杜	
利用定員（人）	50	
30年度計画利用率(%)	97.0	
29年度	1月末実績利用率(%)	97.1
	計画利用率(%)	97.0
28年度実績利用率(%)	98.9	

カ 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業を含む。）

地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、行政や関係機関との連携のもと包括的及び継続的な支援を行い地域包括ケアの推進に向け取り組みます。

また、高齢者の多様なニーズや課題に対して、地域ケア会議の開催を活かしたネットワークを構築するとともに、それぞれの拠点で、配置された専門職員が、総合相談・支援事業、権利擁護事業、認知症施策、介護支援専門員に対する助言・指導及び介護予防ケアマネジメント等を実施及び介護予防の推進、地域の支え合い体制づくりなどの一端を担うよう取り組みます。

	紫野	小川	本能	修徳	西院	久我の杜	
30年度計画予防給付管理（件）	210	260	225	120	375	220	
29年度	1月実績予防給付管理（件）	217	253	213	121	364	210
	計画予防給付管理（件）	210	250	228	120	320	200
29年3月実績予防給付管理（件）	207	251	224	122	333	193	

キ 居宅介護支援事業

地域包括ケアの推進に向け、地域を支え、地域に根ざした居宅介護支援事業所として、地域ケア会議へ積極的に参加するなど、行政や地域包括支援センター、医療機関、関係機関等と連携を図り、必要とされる居宅介護支援事業所を目指します。

また、法令遵守の徹底、研修の積極的な参加、また、主任ケアマネジャーの資格取得を支援することにより、より質の高いサービスを提供できるよう取り組み、給付管理数の安定を図ります。

	紫野	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜	みささぎ	
30年度計画給付管理（件）	185	109.5	140	120	110	137	120	70	
29年度	1月実績給付管（件）	187	99.5	138.5	116	113.5	137	119	70
	計画給付管理（件）	190	105	140	105	110	130	110	70
29年3月実績給付管理（件）	198	104	138	117	106	125	115	67	

ク 老人介護支援センター（西七条、塔南の園）

地域・関係機関等との連携のもと、高齢者が地域において安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターとも連携して、情報提供、相談、指導等、地域に根ざした支援センター体制の充実に努めます。

※ 他の施設では、地域包括支援センターで一体的に実施

ケ 地域介護予防推進センター（上京区地域介護予防推進センター）

各地域包括支援センターとの更なる連携強化，プログラム内容の充実を図り，要配慮者の教室参加の増加に繋がります。また，地域への出張教室の機会も増やすとともに，自主グループの育成とその活動支援，うつや閉じこもりなどへの訪問事業へのアプローチなどを重点的に進め，地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防の取組を行います。

○一般介護予防事業対象者施策

		講演会 (運動)	講演会 (栄養)	講演会 (口腔)	講演会 (その他)	地域活動 組織支援等	その他
30 年度計画回数 (回)		497	14	12	111	596	19
29 年度	1 月末実績回数 (回)	402	14	10	117	518	19
	計画回数 (回)	535	16	12	121	215	19
28 年度実績回数 (回)		481	18	6	129	224	20

コ 地域における公益的な取組等

○京都市高齢者すまい・生活支援事業

契約件数

区分		紫野	久我の杜	合計
平成 30 年 1 月末現在契約者総数		4	0	4
30 年度計画件数 (件)		5	1	6
29 年度	1 月末実績件数 (件)	4	0	4
	計画件数 (件)	5	0	5
28 年度実績件数 (件)		2	0	2

相談件数

区分		紫野	久我の杜	合計
30 年度計画件数 (件)		20	2	22
29 年度	1 月末実績件数 (件)	11	2	13
	計画件数 (件)	—	2	2
28 年度実績件数 (件)		41	2	43

○地域における高齢者等を対象とした食堂等の取組

区分		おがわ食堂 (小川)		本能食堂 (本能)		ふれあい食堂 (修徳)		おいでやす食堂 (西院)	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
30年度計画		10回	300人	100回	1,000人	12回	480人	12回	1,440人
29年度	1月末 実績	1回	29人	3回	27人	8回	328人	10回	1,324人
	計画	—	—	—	—	12回	480人	12回	1,200人
28年度実績		—	—	—	—	6回	313人	4回	353人

※ おがわ食堂：平成29年度は試行として、平成29年11月、平成30年2月に各1回開催

※ 本能食堂：平成30年1月23日から、毎週火・金曜日開催

5 児童館部門

児童館の活動の基本的理念である、①児童の心身ともに健やかな育成（子ども自立支援）、②子育て家庭支援（子育ての社会化）、③地域の児童健全育成に関する総合的な機能を有する活動拠点としての役割（地域社会の子育て支援機能を創造する共生のまちづくり）を果たすため、中期経営計画に掲げる取組を推進します。

（1）取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

取組においては、京都市の子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年1月策定）の趣旨を踏まえ、学童クラブ事業の充実を図るとともに、乳幼児親子や障害のある児童、子育て中の保護者、思春期の中高生など、幅広い対象者のニーズに積極的に対応します。

また、地域子育て支援ステーション事業による地域の子育てネットワークの構築や、地域や施設の特性を生かした地域住民や関係団体、法人他部門との連携による世代間交流の取組や児童館活動への参画の促進等により、地域における子どもと子育て家庭を支える地域づくりに取り組みます。

さらには、学童クラブの利用児童の増加等に対応し必要な職員を確保するとともに、職員の資質向上に取り組み、人材を育成します。

イ 効率的な業務運営及びコンプライアンスの推進

本部において、事業の統括を引き続き行うとともに、児童館の事務を一部集約し実施することで、児童館職員ができるだけ支援業務に専念できるよう適切かつ効率的な事業運営に取り組みます。

また、平成27年度から受診を始めた第三者評価については、全児童館において受診しましたが、受診で助言を受けた事項については法人が運営する児童館全体で協議、検討を行い、反映できるように取り組みます。

ウ 地域における公益的な取組

協会の中期経営計画に基づき、部門を超えて連携、協同しつつ、地域の福祉拠点としての特性を生かした、地域における公益的な取組として、修徳における「ふれあい食堂」など、地域の福祉ニーズに応じた取組を進めます。

（2）事業別の主な取組内容

ア 乳幼児親子対象の活動（児童館・子育てほっと広場）

乳幼児の遊び体験の拡大と遊びを通して親子や子ども同士がふれあう機会をつくとともに、保護者同士の交流を通して、核家族化、少子高齢化の下での地域における子育ての仲間づくりを進めます。また、引き続き、乳幼児親子が気軽に利用しやすい雰囲気づくりに努めて自由来館を増やし、子育ての孤立等を防止します。

（ア）乳児（0～1歳）幼児（2歳以上）クラブ

年間を通して子どもの成長を踏まえた活動を展開するとともに、子育て親子の出会いの場、気軽に話せる関係づくりを進めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成30年度当初登録見込数(組)	50	120	90	30	290
(参考)平成29年度当初登録数(組)	50	120	100	29	299

(イ) 子育てグループの活動支援

子育て中の親同士が集い気軽に話をするることにより、自然と互いに助け合う雰囲気が生まれ、子育ての悩みや不安を解消し元気が甦るなど、ピア・カウンセリング効果を引き出す自助と共助のグループ活動を支援します。また、つながりを深めた親たちにより、我が子と共に地域の子どもたちの健やかな成育を考え、子どもと子育て家庭を支える地域づくり活動への参画が促進されるよう努めます。

(ウ) 遊びと集いの活動

気軽に自由参加ができる活動プログラムを工夫し、家庭に閉じこもりがちな親子や孤立した子育て環境に陥りがちな親も参加しやすい「出会いとふれあいの機会と場」を提供します。

(エ) 子育て支援講座の開催

母親のニーズに応え、専門家との連携と協働による各種の講座を開催します。妊娠・出産・育児の不安を和らげ、気軽に相談ができる場と仲間との出会いの機会を作ります。

イ 学童クラブ事業

共働き家庭や母子・父子家庭等の小学校1～6年生児童を対象に、放課後児童健全育成事業として、安全で家庭的な生活空間と、健全な遊びを通して異年齢集団活動及び創造的自由遊びの場を提供し、子どもの社会性を育て、自立の促進と自主性を尊重することに努めるとともに、発達や家庭に課題のある児童の把握に努め、支援内容の充実に努めます。

また、保護者をはじめ地域住民やボランティア等の事業への参画を促し、地域の子ども育成支援の核となるよう取組を進めます。

更に、大学と連携し、児童館に来る子どもたちに学習支援を行う取組を進めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成30年度当初登録見込数(人)	145	128	155	110	538
支援の単位(クラス)	3	3	3	3	12
(参考)平成29年度当初登録数(人)	135	137	132	77	481
支援の単位(クラス)	3	3	3	2	11

ウ 障害のある児童の統合育成と居場所づくり

学童クラブ事業において、積極的に障害のある児童を受入れ、適切な援助により子ども同士の豊かな相互関係を促進する等、統合育成環境の充実に図ります。

また、自由来館における障害のある児童やその家庭に対しても、学校、児童福祉センター、医療機関や発達障害者支援センター等との連携を深め、障害の状況や発達に合わせて適切な支援を行うとともに、成長発達に悩みをもつ家庭同士の支え合いとつながりを支援します。

さらに、障害のある児童と住民との交流や地域住民も対象とした勉強会等を行い、障害のある児童への地域住民の理解を深めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
障害のある児童の学童クラブ登録見込数（平成30年度当初）（人）	17	10	6	9	42
（参考）障害のある児童の学童クラブ登録数（平成29年度当初）（人）	18	9	12	8	47

エ 中高生の活動支援

（ア）中高生と赤ちゃんとの交流事業の実施

中高生を中心に、赤ちゃんとふれあい、関わることにより、子育ての喜びや他者に対する関心、共感の能力を高めるなど、中高生の健全育成を図ります。

（イ）児童館の特性を生かした活動支援

中高生が自ら進んで活動を行えるよう、年齢を考慮して活動場所を設定し、受け入れます。

また、年長者として小学生等年少者への配慮、遊びへの工夫などを自主的に行えるように働きかけます。遊び以外でも、地域貢献活動や世代間交流の活動等に年齢相応の役割を持って参加できるように促し、将来の就労等自立に向けて、社会性を身に付けられるように支援します。

さらに、生活面での支援が必要である課題を抱える利用者に対しては、学校等関係機関と連携して対応します。

オ 小地域における児童福祉の拠点施設としての活動

（ア）地域子育て支援ステーション事業の実施

地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくりを行うため、基幹ステーションとして地域団体や関係機関によるネットワーク会議の設置や各種事業の実施に取り組みます。

より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、また、地域における子育て支援の拠点として、各小学校区の実情に合わせた子育て相談の実施や、活動場所や情報の発信・収集を行います。加えて、子ども支援センターや保健所、学区内保育所と連携し、子ども育成と子育てに関する情報の収集・発信を充実するとともに、これらのネットワークを活かして、児童虐待等の発生予防と早期発見、発達成長課題や福祉課題の早期対応に努め、専門機関への連絡、相談、調整等を行います。

（イ）地域における世代間交流の促進

特別養護老人ホームに併設する修徳及び塔南の園児童館をはじめ、錦林、明德両児童館における高齢者と乳幼児や児童との交流や、児童と地域住民との交流を深めるなどにより、子どもたちが地域の高齢者や大人と出会う機会をつくり、子ども自身が地域の様々な人々に育てられていることを理解し、自発的に地域住民と関われるよう支援します。

また、子どもや保護者を対象に認知症講座を実施するなど、地域の認知症高齢者への理解を広げます。

さらに、児童を軸にして、地域住民同士の交流を深め、地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支えるまちづくりを推進します。

(ウ) 地域の子育て環境づくり

地域の子ども達の健全な遊び場として機能するよう各種事業を実施するとともに、幅広い世代にサービスを提供できる協会の特性を生かし、子どもが主体的に地域活動へ参画するよう促し、地域における異世代交流を促進する拠点としての活動を進めます。

また、「子ども・子育て家庭相談」への対応や、児童健全育成事業を支える年長児童や地域住民、青年ボランティアの活動を支援し、地域諸団体との連携を深める中で、地域の子どもネットワークの形成に努めます。

(エ) 京都市ファミリーサポートセンター南支部（塔南の園児童館内）の運営

地域における市民相互の子育て支援（ファミリーサポート会員組織に関する募集・登録，研修，広報と，京都市ファミリーサポート本部との連絡調整等）を実施し，地域コミュニティの活性化につなげます。